

緑の相談所内展示室における展示会の受付について

目的

緑の相談所内展示室における展示会については、都市緑化植物園条例（以下植物園条例という。）第2条に「市民の緑化意識の高揚、植栽知識の普及を図り、都市緑化を推進するとともに、市民に自然に恵まれたレクリエーション活動の場を提供する。」とあることから、展示会を開催して広く市民に見学、鑑賞及びレクリエーションの活動の場を提供することとする。

1 募集について

ホームページ等で公募する。

2 受付方法について

受付については、一般の受付と同様に3か月前の初日（植物園が休園日の場合は、その翌日）の午前9時から行い、重複があった場合は午前9時15分から抽選を行う。

受付開始日については、次のとおり

受付対象月	日にち	受付対象月	日にち
令和2年4月分	令和2年1月2日	10月分	7月1日
5月分	2月1日	11月分	8月1日
6月分	3月1日	12月分	9月1日
7月分	4月1日	令和3年1月分	10月1日
8月分	5月1日	2月分	11月1日
9月分	6月2日	3月分	12月1日

3 許可書の交付

植物園条例4条により、申請内容を確認した後、許可書を交付する。

4 減免について

緑化意識の高揚、植栽知識の普及を図り、都市緑化を推進図るため、展示室の利用が次の事項と認めるときは、植物園条例第6条第2項により使用料を減免することとする。

- (1) 展示内容が植物園に関すること
- (2) その他市長が認める団体